

令和7年9月25日

指定障がい福祉サービス事業者
指定障がい者支援施設設置者
指定一般相談支援事業者
指定特定相談支援事業者
指定障がい児通所支援事業者
指定障がい児入所施設設置者
指定障がい児相談支援事業者
大阪市移動支援登録事業者 各位

大阪市福祉局障がい者施策部
運営指導課長

**令和7年度 指定障がい福祉サービス事業者等及び
指定障がい児通所支援事業者等にかかる集団指導の実施について（通知）**

平素は、本市障がい福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和7年度の集団指導につきまして、昨年度と同様に、ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式により、次のとおり実施しますので、受講及び報告を各期間内に行っていただきますようお願いいたします。

記

1 対 象

令和7年4月1日現在、大阪市の指定（登録）を受けている事業者
指定障がい福祉サービス事業者等

（指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設設置者、
指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、
移動支援登録事業者）

指定障がい児支援事業者等

（指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設設置者、
指定障がい児相談支援事業者）

2 日 程

受講期間及び報告期間

令和7年10月3日（金）から 令和7年12月26日（金）まで

※集団指導にかかるホームページは10月3日から公開予定です。

3 受講方法

期間中に、大阪市ホームページ「令和7年度 指定障がい福祉サービ

ス事業者等並びに指定障がい児通所支援事業者等にかかる集団指導の実施について」にて、資料（PDF ファイル又は YouTube 動画）を閲覧してください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000661374.html>

4 受講報告

資料の閲覧後、下記の「大阪市行政オンラインシステム」のページに移動し、受講報告（アンケートを含む）を行ってください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

- ・受講報告は、事業所番号ごとに報告を行ってください。
 - ※ 1 法人で、複数の事業所番号をお持ちの場合は、大阪市内で指定、登録中のすべての事業所番号ごとに受講及び報告を行ってください。
特に、訪問系の事業者で移動支援事業も登録している場合は、移動支援事業の登録番号による受講報告が、別途必要です。
 - ※ 一度に報告できる事業所番号は 4 つまでです。5 つ以上の事業所番号がある場合は、2 回に分けて受講報告を行ってください。
 - ※なお、受講報告の提出がない場合、運営指導の対象になりますので申し添えます。
- ・受講報告に際し、既に「大阪市行政オンラインシステム」で利用者登録済みの事業所は、登録済みの ID（登録時に使用したメールアドレス）及びパスワードでログインしてください。
- ・「大阪市行政オンラインシステム」の利用が初めての事業所は、はじめに利用者登録が必要ですので、画面右上の「新規登録」から手続きを行ってください。（別紙参照）

受講の流れ



5 その他

- ・令和 7 年 5 月 1 日以降指定の事業者においても、資料の閲覧は可能ですので参照頂けます。受講報告の必要はありません。

【連絡先】

大阪市福祉局障がい者施策部
運営指導課（指導グループ）
担当：太田、村上
電話：06-6241-6527（音声ガイダンス①）
E-mail: fa0260@city.osaka.lg.jp